

報告第12号

地方自治法第180条第1項の規定により指定された契約金額の
増減の専決処分をしたことの報告について

上記の報告をする。

平成26年11月18日

提出者 杉並区長 田 中 良

地方自治法第180条第1項の規定により指定された契約金額の
増減の専決処分をしたことの報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により指定された契約金額の増減について、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

記

- | | |
|-----------|---|
| 1 件名及び契約名 | 平成25年第2回杉並区議会定例会において議案第43号により議決を得た「仮称杉並区立新泉・和泉地区小中一貫教育校及び併設1施設建設建築工事」 |
| 2 金額の変更 | 議決を得た契約金額 金2,509,500,000円
変更後の契約金額 金2,589,306,480円
契約金額の増額 金79,806,480円 |
| 3 変更理由 | 工事着手後、労務単価及び資材価格の上昇により、契約変更の必要が生じたため。 |
| 4 専決処分年月日 | 平成26年10月23日 |